

令和6年1月19日  
国土交通省海事局

標準運送約款の一部を改正する告示案  
に対する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月1日から令和5年12月1日まで、標準運送約款の一部を改正する告示案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月1日（金）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 3件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課

（直通）03-5253-8622

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

ご意見の概要	考え方
<p>先般の海難事故を受けての改正であろうと思うところ、性別を申告させることについて必要性があるのか。不要と考え、意見する。</p>	<p>旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことです。この観点から記載事項とする事項を整理しており、性別は迅速な個人の識別に重要な要素となるため、記載事項としております。</p>
<p>(1) 旅客名簿の性別欄について 性別は特にトランスジェンダーの方にとって機微な個人情報である一方、万一の遭難事故の際の身元の特定を円滑に行うために求められているものと理解。 ただし、海外からの旅行者の中には母国の政府からパスポートの性別欄を男(M)女(F)いずれでもないX(エックス)などで発行されている人もいること、国内外で性自認が男女どちらでもないノンバイナリー(Xジェンダー、中性、無性など)を自認する人もいることを踏まえ、氏名等他の記載事項が網羅されている場合には、各事業者には性別欄への男女以外の記載あるいは不記載を理由に乗船拒否等を行わないことが合理的配慮措置として求められる。</p>	<p>旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことです。この観点から記載事項とする事項を整理しており、性別は迅速な個人の識別に重要な要素となるため、記載事項としております。 他方、性別の記載については、十分な配慮が必要と考えており、ジェンダーアイデンティティ等の多様性に関するご指摘のケースにおいては、基本的には氏名等他の記載(個人識別)事項が網羅されることを前提に、ご本人の意向に沿った記載がなるべくできるよう、例えば、性別として記載する内容に関して明確にするための注意書き・注釈を盛り込むことなどにより、旅客の立場に立った配慮を検討してまいります。</p>

<p>このため、国土交通省として人権を尊重した柔軟な運用を指導いただくよう、要望する。</p>	
<p>標準運送約款は、国土交通大臣が標準的なものを定め、船舶運航事業者が当該約款と同一のものを定めた場合には、国土交通大臣の認可を受けたものとみなされることを鑑みれば、今回の旅客名簿の作成及び備え置き義務がかかる極めて少数の対象事業者のために標準運送約款を変更することは本末転倒であり、むしろ、今般の旅客名簿の作成及び備え置き義務がかかる少数の事業者においては、個別に運送約款の認可を受けるよう指導することが適切なのではないかと考えます。</p> <p>そもそも、「旅客が法令（海上運送法施行規則を含む。）に違反する行為を行い」で、運送の引き受け拒否が可能と思われるため、省令と同じ文言を標準運送約款に盛り込む必要性は無いと考えます。</p>	<p>旅客名簿の作成が義務付けられる事業者の不可抗力による法令違反を排除するべく本改正が必要であると考えております。</p> <p>旅客名簿の作成は事業者の義務にあたるため、「旅客が法令に違反する行為を行い」では、旅客の違反行為として運送の引き受け拒否は不可能であることから、本改正を行うものです。</p>